

総合評定値通知手数料減免申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

印

使用料及び手数料条例第5条第3項第3号の規定により、次のとおり総合評定値通知手数料を免除されますよう申請いたします。

1 総合評定値通知手数料の額

四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数(種類) を乗じて得た額との合計額

合計 円

2 免除申請額

 円

3 理由

令和2年4月1日の制度改正に係る経営規模等評価再審査申立に伴い、再度同一の審査基準日に係る総合評定値請求を行うため。

注 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。